平成２２年（フ）第１５２７号
札幌市東区伏古11条４丁目７番22―102号
債務者　小野寺　浩
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２８号
札幌市東区伏古11条４丁目７番22―102号
債務者　小野寺陽子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９８号
札幌市西区発寒５条５丁目２番55号
債務者　森　　了
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２０号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番３―404号
債務者　藤田　恵美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２６号
札幌市東区本町１条２丁目２番５―410号
債務者　小松　智哉
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３７号
札幌市東区東雁来14条２丁目２番10―201号
債務者　石崎　優子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９２号
札幌市豊平区西岡３条10丁目４番３号
債務者　宮前　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２３号
札幌市清田区真栄２条１丁目９番14号　第25大成コーポ202号
債務者　松井　紀代（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４６号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番31―505号
債務者　須田　一弘
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９２号
札幌市東区北10条東12丁目４番20―305号
債務者　谷口　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０６号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目５番５号　ハイデンス末広103号
債務者　今野　雅勇
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６５号
札幌市厚別区青葉町３丁目１番３―211号
債務者　小玉裕美子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４号
山形県酒田市住吉町13番４号Ａ号、前住所埼玉県入間市大字小谷田1426番地
債務者　岩尾　孝義（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２８２号
群馬県伊勢崎市連取本町22番地４　サンフォレストＣ201
債務者　椛澤　知也
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木1973番地
債務者　武藤美代子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
群馬県前橋市山王町１番地１
債務者　今井美栄子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津640番地89
債務者　剣持　一次
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所